

気象警報等発令・地震発生の際の対応について

I－(1)、気象警報等発令時

- 「大東市」に、「特別警報」が発令された時
- 「校区の一部」に、「緊急安全確保(レベル5)」が発令された時

時刻・気象警報等の区分	措置・対応
午前7時から登校前までに 「特別警報」または「緊急安全確保(レベル5)」が発令	・ 臨時休業(休校)とします ・ (放課後児童クラブも休業となります)
登校後に、 「特別警報」または「緊急安全確保(レベル5)」が発令	・ 原則として、学校待機とします ・ 教職員が安全確認等を行い、原則として保護者等への引き渡しを行い下校とします (放課後児童クラブは下校できない児童のみ対応)

I－(2)、気象警報等発令時

- 「大東市」に、「暴風警報」が発令された時
- 「校区の一部」に、「避難指示(レベル4)」が発令された時

時刻・気象警報等の区分	措置・対応
午前7時から登校前までに 「暴風警報」または「避難指示(レベル4)」が発令	・ 自宅待機とします (この時点で給食は中止となります)
午前7時から午前9時までに、 「暴風警報」及び「避難指示(レベル4)」が解除	・ 9時30分に集合して集団登校します ・ 午前中(2～4時間目)の授業とします(給食なし) (放課後児童クラブ利用者は弁当必要)
午前9時(自宅待機中)時点で、 「暴風警報」または「避難指示(レベル4)」が発令中	・ 臨時休業(休校)とします (放課後児童クラブも休業となります)
登校後に、 「暴風警報」または「避難指示(レベル4)」が発令	・ 教職員が安全確認等を行い、原則として集団下校とします ・ ただし、危険を伴う場合等は、学校待機や、保護者等への引き渡しを行い下校とします (放課後児童クラブは下校できない児童のみ対応)

* 住道新橋ゲート閉鎖の場合は現地係員の指示により竹橋または住道駅前大橋への迂回となります。

※ 極めて大型の台風接近時等、前日午後3時時点で翌日までに「早期注意情報(警報級の可能性)[高]」または「警報に切り替える可能性の高い注意報」のいずれかが発表された場合、教育委員会と協議し、翌日を臨時休業(放課後児童クラブ含む)とする場合があります。

II、地震発生時

- 「大東市」に、「震度5弱」以上の地震が発生した時

時刻・震度の区分	措置・対応
登校前に、 「震度5弱」以上の地震が発生	・ 臨時休業(休校)とします ・ (放課後児童クラブも休業となります)
登校後に、 「震度5弱」以上の地震が発生	・ 原則として、学校待機とします ・ 教職員が安全確認等を行い、原則として保護者等への引き渡しを行い下校とします (放課後児童クラブは下校できない児童のみ対応)

※ 登校中に大きな地震が発生した場合は、安全な(物が落ちてこない、倒れてこない)場所に避難し、揺れが収まった後、学校または家の安全な方に避難するように、ご家庭でもお話をしておいてください。